

力触覚技術応用コンソーシアム規約

第 1 条（名称）

立命館大学 O I C 総合研究機構先端認知科学研究センター（以下「研究センター」という。）に、力触覚技術応用コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）をおく。

第 2 条（目的）

コンソーシアムは、立命館大学および国立大学法人新潟大学が研究を進めている触覚センサ技術について、コンソーシアム会員が個別に有するニーズやリソースについて相互に情報交換等を行うことによって、上記触覚センサ技術の実用化を促進することを目的とする。

第 3 条（事業）

コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 定期的な技術発表会
- (2) コンソーシアム会員または会員と非会員での交流
- (3) その他コンソーシアムの目的達成に必要な事業

第 4 条（運営）

前条各号のコンソーシアムの事業は、研究センターが運営する。

第 5 条（入会）

コンソーシアムに入会するときは、本規約を遵守する旨の誓約書および所定の入会申込書を先端認知科学研究センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

2. センター長は、入会の申込みを行った者に対し、先端認知科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、これを認める。
3. コンソーシアムの会費は、無料とする。

第 6 条（会員）

コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員

第 7 条（退会）

会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

2. 会員が本規約の条項に違反したときは、運営委員会の議を経て退会させることができる。

第 8 条（秘密保持義務）

会員は、コンソーシアムの事業に関連して他の会員から開示を受けた情報であって次の各号の一に該当するもの（以下「秘密情報」という。）を、開示当事者の事前の承諾を得ることなく他のコンソーシアム会員以外の第三者に開示もしくは漏えいしてはならず、またはコンソーシアムの事業を行う目的以外で使用してはならない。

- (1) 秘密である旨が明示された技術情報、図面、その他関係資料等の有体物により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭または視覚的に開示される情報であって、かかる開示の日から 30 日以内に当該情報の内容を書面にし、かつ、当該書面において秘密である旨を明示して提供されたもの

2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを証明できる情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示のときに、既に公知であった情報、または既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた後に、自己の責によらず、公知となった情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4) 開示を受けた秘密情報によることなく独自に開発した情報

第 9 条（発明等）

コンソーシアムの事業に関連して、会員（法人会員である法人に所属する者を含む。以下本状において同じ。）が単独で発明等をなしたときは、当該発明等についての権利（以下「知的財産権」という。）は、当該発明等をなした会員に単独で帰属し、当該会員が単独で出願することができる。

2. コンソーシアムの事業に関連して会員が他の会員と共同で発明等をなしたときは、当該発明等についての知的財産権は当該発明等をなした会員の共有とし、当事者間で別途共同出願契約を締結して共同で出願することができる。

第 10 条（損害賠償）

会員が本規約に違反したことにより他の会員が損害を受けた場合、当該損害を与えた会員は、損害を受けた会員に対し、直接的に被った損害を限度として損害賠償の責を負う。

第 11 条（設置期間）

コンソーシアムの設置期間は、本規約の施行日から 2035 年 3 月 31 日までとする。

第 12 条（残存効）

2025 年 6 月 20 日先端認知科学研究センター運営委員会
2025 年 7 月 15 日 OIC 総合研究機構運営委員会

第 8 条の規定は、前条に定めるコンソーシアムの設置期間が満了した後もその終了後 5 年間は有効に存続し、会員が退会した場合であっても、第 8 条の義務を免れない。

2. 第 9 条および第 10 条の規定は、該当事項が存続する限り効力を有するものとする。

第 13 条（改廃）

この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、立命館大学 O I C 総合研究機構運営委員会で行う。

附則

この規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。